

# 地域見守りカメラ設置促進事業制度

## 支援事業概要

この事業は、防犯カメラ10台(設置工事含む)について、県内各地域の犯罪抑止と防犯活動の活性化を目的に、貸付設置を支援するものです。

### 事業の概要

地域全体の犯罪防止、子どもの通学路の安全等のため防犯カメラの貸付設置(工事含む)を支援します。

- ⇒ 貸付設置支援申請を受け、書類審査や必要に応じて設置場所等の現地調査を行います。
- ⇒ 貸付設置を認めた団体に対して支援決定通知書を交付し、設置業者による現場確認の後に設置に着工します。

### 事業の内容

防犯カメラ10セット(建造物の壁面および既設柱への設置工事費、電力会社への給電申請を含む)

- ⇒ 支援を行う防犯カメラは、滋賀県警察本部において一般競争入札を経て決定したものに限りま。
- ⇒ 防犯カメラの電気料金、故障等による修理、取外し撤去費用等は支援に含まれません。

### 支援の対象

貸付設置支援を申請することができる者は、次の要件に該当する者とします。

- ① 防犯活動に取り組んでいる滋賀県内の自治会および自主防犯団体等
- ② 過去に地域安全カメラ、または地域見守りカメラの貸付設置支援を受けたことがない自治会および自主防犯団体等

⇒ 防犯カメラを設置するに際して、設置場所の管理者等の同意が必要になります。

⇒ 法令に基づく許可が必要な場合は、関係機関の許可を受けなければなりません。

※ 本事業において、関西電力及びNTTが管理する電柱へ防犯カメラを設置することは、別途申請が必要である等の理由により、設置業者による事業の遂行が遅延するおそれがあることから、同電柱への設置申請は認めませんのでご留意願います。

### 支援の条件

運用規程の策定、無償貸付契約の締結

- ⇒ 運用規程を設け、設置目的や画像の保管等の事項を明らかにする必要があります。
- ⇒ 防犯カメラは県有物品になるので、滋賀県(知事)との間に無償貸付契約を交わし、適正な管理をお願いします。

# 申請から設置までの具体的な流れ

## 支援申請書の提出

- 添付書類 設置場所一覧(地番まで詳細に記載してください)
- 設置場所の地図(設置場所を記した地図)
- 設置場所の写真(デジタルカメラ等で撮影した設置場所の写真)
- 防犯カメラを必要とする理由、並びに自治会および自主防犯活動団体で現在実施、または今後実施予定の防犯活動内容
- 団体規約、役員名簿

※ 設置場所の管理者(例:市の管理する街路灯であれば市の担当課)の許可が必要な他、設置に支障がないか十分な調査・調整を行ってから申請書を提出してください。

- ・書類審査
- ・必要に応じて現地調査

## 支援決定通知の交付

地域見守りカメラ貸付設置支援要綱の規定に反していないか、また、支援申請書の書面審査等から設置支援に問題がないと認めた場合、警察本部長名による支援決定通知書を交付します。

設置要望に対して、申請地域の犯罪情勢等を考慮した選考を行いますので、必ずしも支援団体に選考されるものではないことをご了承ください。(各支援団体につき貸付支援台数は、1台限りです。)

- ・支援決定通知交付

## 設置業者に連絡

警察本部から設置業者に支援団体決定の連絡を行います。その後、設置業者が支援団体代表者と防犯カメラ設置に向けた調整(設置場所の確認等)を行います。

- ※1 設置工事に対しては業者に負担をかけることのないよう円滑な手続きに配慮してください。
- ※2 設置場所に支障を認めた場合、設置場所の変更をお願いすることがあります。

- ・警察本部から設置業者に連絡
- ・設置業者による現場確認
- ・着工日程の調整

## 工事着工

設置場所等の確認を行った後、設置業者と支援団体との間で着工日程の調整が行われ、工事着工となります。

## 工事完了<防犯カメラ設置>

防犯カメラの画像などの運用管理は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の防犯カメラの運用に関する指針に基づいて運用基準を定めてください。

## 無償貸付契約

「防犯カメラ」は県有物品となるため、滋賀県(知事)との間に無償貸付契約を交わしますので、「地域見守りカメラ無償貸付契約書」「借受書」を提出していただきます。※ 防犯カメラ設置完了後1ヶ月以内に「防犯カメラの運用基準」等を含めた完了報告書を提出していただきます。